

2026.1.28 「ソフトウェア使用許諾契約書」および「配布ライセンス使用許諾契約書」改定の内容

改定内容	対象文書
<p>第 2 条(定義) ※別表参照</p> <ul style="list-style-type: none"> 「お客様」の定義を改定 「依頼主」の定義を追加 「納品」の定義を追加 ※1 「本アプリケーション」の定義を改定 「作成アプリケーション」の定義を削除し、本アプリケーションに統合 「SaaS 型アプリケーション」の定義を追加(「サービス提供アプリケーション」から変更) 「非特定用途アプリケーション」の定義を追加(「対話型アプリケーション」から変更) 	<p>ActiveReports for .NET 18.0J「ソフトウェア使用許諾契約書」</p> <p>ActiveReports for .NET 18.0J「コアサーバーライセンス使用許諾契約書」</p> <p>InputManPlus for ASP.NET 10.0J「ソフトウェア使用許諾契約書」</p> <p>InputManPlus for ASP.NET 10.0J「コアサーバーライセンス使用許諾契約書」</p> <p>SPREAD for ASP.NET 10.0J「ソフトウェア使用許諾契約書」</p> <p>SPREAD for ASP.NET 10.0J「コアサーバーライセンス使用許諾契約書」</p>
<p>第 9 条(本契約の締結等) ※1</p> <ul style="list-style-type: none"> 請負開発時における依頼主の契約締結時点の条項を追加 	
<p>第 15 条(使用許諾の範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> SaaS 型アプリケーションに関する条項を追加およびそれに伴う改定 <ul style="list-style-type: none"> ➤ SaaS 型アプリケーションは、SaaS 商用配布ライセンスを購入し「SaaS 商用配布ライセンス使用許諾契約書」を締結しなければ配布できること 第 16 条の条件下で請負開発時の依頼主のランタイム利用を許諾する条項を追加 ※1 その他、新しい定義に伴う文言や項番の変更 	
<p>第 16 条(請負開発に関する特記事項) ※1</p> <ul style="list-style-type: none"> 請負開発時の依頼主のランタイム利用に関する条項を追加 <ul style="list-style-type: none"> ➤ SaaS 型アプリケーションまたはサーバーアプリケーションを依頼主に納品する場合、依頼主は SaaS 商用配布ライセンスまたはコアサーバーライセンスを購入し、「ランタイム利用許諾契約書」を締結しなければ、ランタイムを利用することはできないこと ➤ 非特定用途アプリケーションを依頼主に納品する場合、依頼主は特別な契約を締結せずランタイムを利用できること ※2 ➤ 開発アプリケーション、機能拡張アプリケーションを依頼主に納品する場合、依頼主は当社と契約を締結する必要があること 	
第 30 条(存続条項) ※3	

<ul style="list-style-type: none"> ● 契約終了後の存続条項に以下を追加 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 第5条(権利義務の譲渡禁止)、第7条(準拠法)、第8条(協議等)、第13条(契約の解除)第2項、第14条(期限の利益の喪失) <p>その他、当社が文言の軽微な修正と判断したもの</p>	
<p>第2条(定義) ※別表参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「お客様」の定義を改定 ● 「依頼主」の定義を追加 ● 「納品」の定義を追加 ● 「本アプリケーション」の定義を改定 ● 「作成アプリケーション」の定義を削除し、本アプリケーションに統合 ● 「非特定用途アプリケーション」の定義を追加(「対話型アプリケーション」から変更) 	SPREAD for Windows Forms 15.0J「ソフトウェア使用許諾契約書」 SPREAD for Windows Forms 17.0J「ソフトウェア使用許諾契約書」 SPREAD for WPF 3.0J「ソフトウェア使用許諾契約書」 SPREAD for WPF 4.0J「ソフトウェア使用許諾契約書」 InputManPlus for Windows Forms 11.0J「ソフトウェア使用許諾契約書」 InputManPlus for Windows Forms 12.0J「ソフトウェア使用許諾契約書」 InputManPlus for WPF 3.0J「ソフトウェア使用許諾契約書」 MultiRowPlus for Windows Forms 11.0J「ソフトウェア使用許諾契約書」 MultiRowPlus for Windows Forms 12.0J「ソフトウェア使用許諾契約書」
<p>第9条(本契約の締結等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 請負開発時における依頼主の契約締結時点の条項を追加 	
<p>第15条(使用許諾の範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第16条の条件下で請負開発時の依頼主のランタイム利用を許諾する条項を追加 ● その他、新しい定義に伴う文言や項番の変更 	
<p>第16条(請負開発に関する特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 請負開発時の依頼主のランタイム利用に関する条項を追加 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 非特定用途アプリケーションを依頼主に納品する場合、依頼主は特別な契約を締結せずランタイムを利用できること ➢ 開発アプリケーション、機能拡張アプリケーションを依頼主に納品する場合、依頼主は当社と契約を締結する必要があること 	
<p>第29条(存続条項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約終了後の存続条項に以下を追加 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 第5条(権利義務の譲渡禁止)、第7条(準拠法)、第8条(協議等)、第13条(契約の解除)第2項、第14条(期限の利益の喪失) 	
<p>その他、当社が文言の軽微な修正と判断したもの</p>	
<p>第2条(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「お客様」の定義を改定 ● 「依頼主」の定義を追加 ● 「納品」の定義を追加 	ActiveReports for .NET 16.0J「ソフトウェア使用許諾契約書」 ActiveReports for .NET 14.0J「ソフトウェア使用許諾契約書」
<p>第9条(本契約の締結等)</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ● 請負開発時における依頼主の契約締結時点の条項を追加 	
<p>第 15 条(使用許諾の範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第 16 条の条件下で請負開発時の依頼主のランタイム利用を許諾する条項を追加 	
<p>第 16 条(請負開発に関する特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 請負開発時の依頼主のランタイム利用に関する条項を追加 <ul style="list-style-type: none"> ➤ サーバーアプリケーションを依頼主に納品する場合、依頼主はコアサーバーライセンスを購入し、「ランタイム利用許諾契約書」を締結しなければ、ランタイムを利用することはできないこと ➤ 対話型アプリケーションかつサーバーアプリケーションに該当しないアプリケーションを依頼主に納品する場合、依頼主は特別な契約を締結せずランタイムを利用できること ➤ 開発アプリケーション、機能拡張アプリケーションを依頼主に納品する場合、依頼主は当社と契約を締結する必要があること 	
<p>その他、当社が文言の軽微な修正と判断したもの</p>	
<p>第 2 条(定義) ※別表参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「お客様」の定義を改定 ● 「依頼主」の定義を追加 ● 「納品」の定義を追加 ※1 ● 「本アプリケーション」の定義を改定 ● 「作成アプリケーション」の定義を削除し、本アプリケーションに統合 ● 「SaaS 型アプリケーション」の定義を追加(「サービス提供アプリケーション」から変更) ● 「非特定用途アプリケーション」の定義を追加(「対話型アプリケーション」から変更) 	<p>ActiveReportsJS「ソフトウェア使用許諾契約書」 ActiveReportsJS「配布ライセンス使用許諾契約書」 InputManJS「ソフトウェア使用許諾契約書」 InputManJS「配布ライセンス使用許諾契約書」 SpreadJS「ソフトウェア使用許諾契約書」 SpreadJS「配布ライセンス使用許諾契約書」</p>
<p>第 9 条(本契約の締結等) ※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 請負開発時における依頼主の契約締結時点の条項を追加 	
<p>第 15 条(使用許諾の範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● SaaS 型アプリケーションに関する条項を追加およびそれらに伴う改定 <ul style="list-style-type: none"> ➤ SaaS 型アプリケーションは、SaaS 商用配布ライセンスを購入し「SaaS 商用配布ライセンス使用許諾契約書」を締結しなければ配布できること ● 第 17 条の条件下で請負開発時の依頼主のランタイム利用を許諾する条項を追加 ※1 	

<ul style="list-style-type: none"> ● その他、新しい定義に伴う文言や項番の変更 <p>第 17 条(請負開発に関する特記事項) ※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 請負開発時の依頼主のランタイム利用に関する条項を追加 <ul style="list-style-type: none"> ➢ SaaS 型アプリケーションまたは非特定用途アプリケーションを依頼主に納品する場合、依頼主は SaaS 商用配布ライセンスまたは配布ライセンスを購入し、「ランタイム利用許諾契約書」を締結しなければ、ランタイムを利用することはできないこと ➢ 開発アプリケーション、機能拡張アプリケーションを依頼主に納品する場合、依頼主は当社と契約を締結する必要があること 	
<p>第 30 条(存続条項) ※3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約終了後の存続条項に以下を追加 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 第5条(権利義務の譲渡禁止)、第7条(準拠法)、第8条(協議等)、第 13 条(契約の解除)第 2 項、第 14 条(期限の利益の喪失) 	
<p>その他、当社が文言の軽微な修正と判断したもの</p>	
<p>第 2 条(定義) ※別表参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「お客様」の定義を改定 ● 「依頼主」の定義を追加 ● 「納品」の定義を追加 ● 「本アプリケーション」の定義を改定 ● 「作成アプリケーション」の定義を削除し、本アプリケーションに統合 ● 「SaaS 型アプリケーション」の定義を追加(「サービス提供アプリケーション」から変更) ● 「非特定用途アプリケーション」の定義を追加(「対話型アプリケーション」から変更) 	<p>Wijmo「ソフトウェア使用許諾契約書」 ComponentOne「ソフトウェア使用許諾契約書」</p>
<p>第 9 条(本契約の締結等)</p> <p>請負開発時における依頼主の契約締結時点の条項を追加</p>	
<p>第 15 条(使用許諾の範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● SaaS 型アプリケーションに関する条項を追加およびそれらに伴う改定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ SaaS 型アプリケーションは、SaaS 商用配布ライセンスを購入し「SaaS 商用配布ライセンス使用許諾契約書」を締結しなければ配布できること ● 第 17 条の条件下で請負開発時の依頼主のランタイム利用を許諾する条項を追加 ※1 ● その他、新しい定義に伴う文言や項番の変更 	

<p>第 17 条(請負開発に関する特記事項) ※3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 請負開発時の依頼主のランタイム利用に関する条項を追加 <ul style="list-style-type: none"> ➢ SaaS 型アプリケーションを依頼主に納品する場合、依頼主は SaaS 商用配布ライセンスを購入し、「ランタイム利用許諾契約書」を締結しなければ、ランタイムを利用することはできないこと ➢ 非特定用途アプリケーションを依頼主に納品する場合、依頼主は特別な契約を締結せずランタイムを利用できること ➢ 開発アプリケーション、機能拡張アプリケーションを依頼主に納品する場合、依頼主は当社と契約を締結する必要があること 	
<p>第 30 条(存続条項) ※3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約終了後の存続条項に以下を追加 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 第5条(権利義務の譲渡禁止)、第7条(準拠法)、第8条(協議等)、第 13 条(契約の解除)第 2 項、第 14 条(期限の利益の喪失) 	
<p>その他、当社が文言の軽微な修正と判断したもの</p>	
<p>第 2 条(定義) ※別表参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「お客様」の定義を改定 ● 「依頼主」の定義を追加 ● 「納品」の定義を追加 ● 「本アプリケーション」の定義を改定 ● 「作成アプリケーション」の定義を削除し、本アプリケーションに統合 ● 「SaaS 型アプリケーション」の定義を追加(「サービス提供アプリケーション」から変更) ● 「非特定用途アプリケーション」の定義を追加(「対話型アプリケーション」から変更) 	<p>DioDocs「ソフトウェア使用許諾契約書」 DioDocs「PDF ビューワ配布ライセンス使用許諾契約書」</p>
<p>第 9 条(本契約の締結等) ※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 請負開発時における依頼主の契約締結時点の条項を追加 	
<p>第 15 条(使用許諾の範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● SaaS 型アプリケーションに関する条項を追加およびそれらに伴う改定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ SaaS 型アプリケーションは、SaaS 商用配布ライセンスを購入し「SaaS 商用配布ライセンス使用許諾契約書」を締結しなければ配布できること ● 第 17 条の条件下で請負開発時の依頼主のランタイム利用を許諾する条項を追加 ※1 ● その他、新しい定義に伴う文言や項番の変更 	

<p>第 17 条(請負開発に関する特記事項) ※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 請負開発時の依頼主のランタイム利用に関する条項を追加 <ul style="list-style-type: none"> ➢ SaaS 型アプリケーションまたは、PDF ビューワーを使用したアプリケーションを依頼主に納品する場合、依頼主は SaaS 商用配布ライセンスまたは PDF ビューワー配布ライセンスを購入し、「ランタイム利用許諾契約書」を締結しなければ、ランタイムを利用することはできないこと ➢ 非特定用途アプリケーションを依頼主に納品する場合、依頼主は特別な契約を締結せずランタイムを利用できること ➢ 開発アプリケーション、機能拡張アプリケーションを依頼主に納品する場合、依頼主は当社と契約を締結する必要があること 	
<p>第 30 条(存続条項) ※3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約終了後の存続条項に以下を追加 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 第5条(権利義務の譲渡禁止)、第7条(準拠法)、第8条(協議等)、第 13 条(契約の解除)第 2 項、第 14 条(期限の利益の喪失) <p>その他、当社が文言の軽微な修正と判断したもの</p>	

※1 以下の文書を除く

- ・ ActiveReports for .NET 18.0J「コアサーバーライセンス使用許諾契約書」
- ・ InputManPlus for ASP.NET 10.0J「コアサーバーライセンス使用許諾契約書」
- ・ SPREAD for ASP.NET 10.0J「コアサーバーライセンス使用許諾契約書」
- ・ ActiveReportsJS「配布ライセンス使用許諾契約書」
- ・ InputManJS「配布ライセンス使用許諾契約書」
- ・ SpreadJS「配布ライセンス使用許諾契約書」
- ・ DioDocs「PDF ビューワー配布ライセンス使用許諾契約書」

※2 ActiveReports for .NET 18.0J「ソフトウェア使用許諾契約書」のみ、以下の内容

- 非特定用途アプリケーションかつサーバーアプリケーションに該当しないアプリケーションを依頼主に納品する場合、依頼主は特別な契約を締結せずランタイムを利用できること

※3 契約書によって項番が異なる

別表:第 2 条(定義) 新旧対比表

改定後	現行
<p>1. 「お客様」とは、別途定める「メシウス Developer Solutions サイト利用規約(以下、「サイト利用規約」といいます)」および、本契約の各条項に従うことに同意した者で、かつ当社が本ソフトウェアの使用権を許諾する者をいいます。なお、当該者は、自己の所属する組織または団体(企業などの営利団体、官公庁機関、非営利団</p>	<p>1. 「お客様」とは、別途定める「メシウス Developer Solutions サイト利用規約(以下、「サイト利用規約」という)」および、本契約の各条項に従うことに同意した者で、かつ当社が本ソフトウェアの使用権を許諾する者をいう。</p>

体、または教育機関を含みますが、これらに限定されません。以下「法人」といいます)の構成員である個人(法人ではなくその構成員である個人を「お客様」とします)、または、いずれの法人にも所属しない一個人に限ります。	
2. 「依頼主」とは、お客様の顧客をいいます。	-
11.「納品」とは、アプリケーションを依頼主に正式に引き渡す行為をいいます。	-
14.「本アプリケーション」とは、特別な定めがない限り、有償・無償を問わず、ランタイムが組み込まれたアプリケーション(内包された本ソフトウェアその他第三者が知的財産権を有するプログラムを含みます。以下同じ)を指し、次のアプリケーションから構成されるものとします。	14.「本アプリケーション」とは、有償・無償を問わず、ランタイムが組み込まれたアプリケーションをいう。 15.「作成アプリケーション」とは、本アプリケーションのうち、次のアプリケーション形態を総称したものをいう。
<p>(イ) 不特定多数または特定の多数(以下「公衆」といいます)を対象としたソースコード変換ツール、独立したビルドツール、プログラミング支援ツール、素材の作成や編集等の機能を備え配置や設定を補助するツール、または、本ソフトウェアを部品の一部として内包(機能の改変は問わず)したプログラム等の開発アプリケーション(以下「開発アプリケーション」といいます)。</p> <p>(ロ) 既存ソフトウェアに対し、新しい機能を追加するソフトウェア(以下「機能拡張アプリケーション」といいます)</p> <p>(ハ) インターネットその他の高度情報通信ネットワークを介して、公衆を対象とした、営利目的または有償にて提供されるサービスの全部または一部を構成するソフトウェア(以下「SaaS型アプリケーション」といいます)。但し、当該アプリケーションにおいて「公衆」のうち「特定の多数」には、お客様の所属する法人および当該法人の関係会社(財務諸表等規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項に定める関係会社をいいます)を含まないものとします。</p> <p>(二) 前各号に該当しないアプリケーション(以下「非特定用途アプリケーション」といいます)</p>	<p>(イ) ソースコード変換ツール、独立したビルドツール、プログラミング支援ツール、素材の作成や編集等の機能を備え配置や設定を補助するツール、または、本ソフトウェアを部品の一部として内包(機能の改変は問わず)したプログラム等の開発アプリケーション(以下、「開発アプリケーション」という)</p> <p>(ロ) 既存ソフトウェアに対し、新しい機能を追加するソフトウェア(以下、「機能拡張アプリケーション」という)</p> <p>(ハ) 役務の全部または一部を構成する、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを介した役務の提供の用に供するソフトウェア、または、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを介した役務の提供向け機能拡張ソフトウェア(以下、「サービス提供アプリケーション」という)</p> <p>(二) 対話型の使用を意図したものであり、使用者によるマウス、キーボード、タッチスクリーン、その他類似の手段での操作を必要とするアプリケーション(以下、「対話型アプリケーション」という)</p>